

県税の納税証明書を請求される方へ

個人情報保護等の観点から、県税に係る納税証明書の交付請求又は受領の際にはマイナンバーカードや運転免許所等の本人確認書類1枚又は2枚の提示をお願いします。

また、個人の方で納税証明書の交付請求又は受領をほかの方へ委任する場合には、委任者の本人確認書類の写し1枚又は2枚の提示をお願いしています。

本人確認書類が1枚か2枚かは主に写真の有無により、裏面の表のとおりですので、確認のうえご持参ください。

■対象となる手続

継続検査（車検）用納税証明書を除くすべての納税証明書の交付請求又は受領

■本人確認書類の提示をお願いする方

納税証明書の交付請求のため、窓口に来所される方又は委任状の振出人

●個人の納税者ご本人

●法人の納税証明書の交付請求又は受領する社員の方

●個人又は法人の納税者から交付請求又は受領を委任された代理人の方

●個人の納税者で交付請求又は受領を委任した方の場合は本人確認書類の写し

なお、代理人が交付請求又は受領をするためには納税者からの委任の事実を証する書面が必要です、また、納税者のご家族が来所される場合も代理人となります。

■御提示いただく本人確認書類

窓口で交付請求又は受領する本人もしくは代理人は、裏面の区分に従って本人確認書類1枚又は2枚を提示する必要があります。

また、個人の納税者で交付請求又は受領を委任した場合は、委任した納税者も裏面の区分に従って本人確認書類の写し1枚又は2枚提示が必要になります。

(A)：1種類の提示で足りるもの	(B)：2種類の提示で住所、氏名が確認できるもの※
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ 運転免許証 ・ 写真付き住民基本台帳カード ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神保健福祉手帳（顔写真付き） ・ 在留カード又は特別永住者証書 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）# ・ 行政書士会等の士業の協会が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）# 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真の貼付のない住民基本台帳カード ・ 資格確認書 ・ 介護保険の被保険者証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 旅券（パスポート） ・ 精神保健福祉手帳（顔写真なし） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし） ・ 行政書士会等の士業の協会が発行した身分・資格証明書（顔写真なし） ・ 法人が発行した社員証（顔写真付き） ・ 学生証（顔写真付き） ・ 行政機関又は公共機関（ガス、水道、電気事業者）から送付を受けた郵便物 ・ 病院の診察券で氏名の表記があるもの ・ キャッシュカード、クレジットカード（番号は不要）

- (注) ・「#」氏名及び住所又は事業所所在地が記載されたものに限る。
- ・「※」(B)の本人確認書類は、少なくとも1種類に氏名及び住所が記載されていること。
 - ・有効期限の定めのある書類については、有効期限内のものに限る。

※ 本人確認の厳格化は、皆様の個人情報等を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。